

平成26年度周南市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度周南市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 水道事業

(1) 給水戸数	59,740	戸
(2) 年間総給水量	15,942,500	m ³
(3) 一日平均給水量	43,678	m ³
(4) 主要な建設改良事業		
イ. 浄水設備改良事業	248,249	千円
ロ. 送配水設備改良事業	725,410	千円
ハ. 工水共同施設負担金事業	31,939	千円

2 簡易水道事業

(1) 給水戸数	1,995	戸
(2) 年間総給水量	519,300	m ³
(3) 一日平均給水量	1,423	m ³
(4) 主要な建設改良事業		
イ. 浄水設備改良事業	37,850	千円
ロ. 送配水設備改良事業	12,216	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	水道事業収益	3,070,260	千円	
第1項	営業収益	2,722,388	千円	
第2項	営業外収益	347,871	千円	
第3項	特別利益	1	千円	
第2款	簡易水道事業収益	169,520	千円	
第1項	営業収益	77,323	千円	
第2項	営業外収益	92,196	千円	
第3項	特別利益	1	千円	
収入合計		3,239,780	千円	

		支	出	
第1款	水道事業費用	2,903,015	千円	
第1項	営業費用	2,371,974	千円	
第2項	営業外費用	393,589	千円	
第3項	特別損失	87,452	千円	
第4項	予備費	50,000	千円	

第2款	簡易水道事業費用	231,372	千円
第1項	営業費用	196,647	千円
第2項	営業外費用	27,728	千円
第3項	特別損失	3,997	千円
第4項	予備費	3,000	千円
支出合計		3,134,387	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,051,215千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 67,495千円、減債積立金 261,490千円、過年度分損益勘定留保資金 722,230千円で補てんするものとする。)

		収 入	
第1款	水道事業資本的収入	868,103	千円
第1項	国庫補助金	64,201	千円
第2項	企業債	647,800	千円
第3項	出資金	140,123	千円
第4項	負担金	14,886	千円
第5項	固定資産売却代金	1	千円
第6項	受託金	1,092	千円
第2款	簡易水道事業資本的収入	46,402	千円
第1項	企業債	46,400	千円
第2項	負担金	2	千円
収入合計		914,505	千円

		支 出	
第1款	水道事業資本的支出	1,840,598	千円
第1項	建設改良費	1,012,516	千円
第2項	企業債償還金	798,081	千円
第3項	補助金返還金	1	千円
第4項	予備費	30,000	千円
第2款	簡易水道事業資本的支出	125,122	千円
第1項	建設改良費	50,251	千円
第2項	企業債償還金	71,870	千円
第3項	補助金返還金	1	千円
第4項	予備費	3,000	千円
支出合計		1,965,720	千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額(千円)	年度	年割額(千円)
水道事業 資本的支出	建設改良費	菊川浄水場送水 ポンプ更新事業	96,336	平成26	76,896
				平成27	19,440
		北山配水管 布設替事業	528,844	平成26	133,682
				平成27	395,162

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額(千円)
水道料金等徴収業務委託	平成26年度から 平成31年度まで	542,000
上下水道料金システム構築業務委託	平成26年度から 平成28年度まで	47,300
菊川浄水場運転管理等業務委託	平成26年度から 平成29年度まで	102,500

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
水道事業 及び 簡易水道事業 の建設改良事業	694,200 千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借 り入れる資金につい て、利率の見直しを 行った後において は、当該見直し後の 利率)	政府資金についてはそ の融資条件により、そ 他の場合は協議して定め る。ただし、財政上の都 合により据置期間及び償 還期間を短縮し、もしくは 繰上償還又は借換するこ とができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 703,043 千円 |
| (2) 交際費 | 114 千円 |

(他会計からの補助金)

第11条 事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| (1) 吉原末武川水源開発事業に係る企業債利息補助 | 4,947 千円 |
| (2) 大津島海底送水管整備事業に係る企業債利息補助 | 6,316 千円 |
| (3) 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費補助 | 6,200 千円 |
| (4) 統合水道に係る統合前の簡易水道の建設改良に係る企業債利息補助 | 26 千円 |
| (5) 簡易水道事業運営に係る補助 | 38,546 千円 |
| (6) 簡易水道事業に係る企業債利息補助 | 15,042 千円 |
| (7) 簡易水道事業の高料金対策に要する経費補助 | 12,704 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、39,345千円と定める。

平成 26 年 2 月 26 日 提 出

周南市長 木村 健一郎